

平成 22 年度第 1 回

八戸市健康福祉審議会

地域密着型サービス運営委員会

日時：平成 22 年 7 月 16 日（金）13 時 30 分

場所：八戸市庁 別館 8 階 研修室

次 第

1. 開会

2. 議事

（ 1 ）小規模多機能型居宅介護 公募選定について

3. 閉会

(1)

小規模多機能型居宅介護 公募選定について

○地域密着型サービスについて

「地域密着型サービス」とは、平成18年度から新たに創設され、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするために、身近な市町村で提供されるものである。そのサービスの特徴としては、

- ① 原則として市の住民のみが保険給付の対象となる。
- ② 市が事業者指定の権限をもつ。
施設・居住系サービスについては、利用定員総数を介護保険事業計画に定め、これを超える場合には指定しないことができる。これにより過剰な整備を抑えることができる。
- ③ 市が指導・監督の権限をもつ。
市が主体となって地域密着型サービスの適切な運営を確保することが可能となる
- ④ 国の基準の範囲内で独自の介護報酬・指定基準が設定できる。

また、地域密着型サービスの種類は以下の6種類となっている。

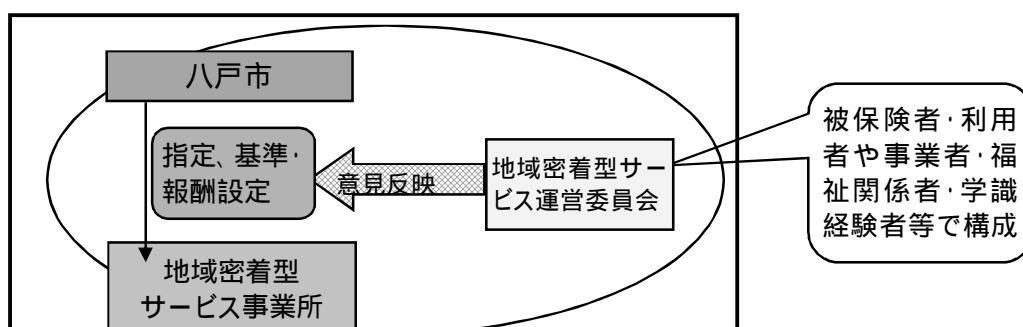
サービス種別		整備済数	第4期整備予定数
① 夜間対応型訪問介護	24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護のサービスを提供する。	0	0
② 認知症対応型通所介護	認知症の利用者を対象に、特別養護老人ホーム等に通ってもらい、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練を提供する。	6	0
③ 小規模多機能型居宅介護	登録した利用者(定員25人以下)を対象に、通所を中心として、利用者の様態や希望に応じて訪問や宿泊を組み合わせ多機能なサービスを提供する。	6	4
④ 認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者を対象に、グループホームで、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を提供する。	30	0
⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護	要介護者を対象に、小規模(定員が29人以下)の介護専用型特定施設(有料老人ホーム・軽費老人ホーム等)へ入所して、介護、日常生活・療養上の世話、機能訓練を提供する。	1	0
⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	常時介護を要する要介護者を対象に、小規模(定員が29人以下)の特別養護老人ホームへ入所して、介護、日常生活・療養上の世話、機能訓練を提供する。	1	1

○地域密着型サービス運営委員会の役割

「地域密着型サービス」の適正な運営を確保するために、市町村ごとに「地域密着型サービス運営委員会」設置される。運営委員会としては、既存の介護保険作成委員会、地域包括支援センター運営協議会等を活用できる。(平成17年9月26日全国介護保険・老人保健事業担当課長介護資料より)

当市においては、「健康福祉審議会 介護・高齢福祉部会」の分科会として「地域密着型サービス運営委員会」が位置付けられている。この「地域密着型サービス運営委員会」では以下の事項が協議される。

- ① 地域密着型サービス事業所を指定すること、または、指定しないこと。
- ② 市独自の介護報酬、指定基準を設定すること。
- ③ 地域密着型サービスの質の確保、運営評価。



小規模多機能型居宅介護 公募選定概要

公募内容

平成21年3月に策定した『八戸市高齢者福祉計画』に基づき、小規模多機能型居宅介護を新規開設により4カ所公募する。（22年度公募選定、23年度サービス開始）

募集圏域

田面木・館・豊崎地区、長者・白山台地区、三八城・根城地区、小中野・江陽地区、柏崎・吹上地区、是川・中居林地区、大館・東地区及び南郷区の8圏域。
（小規模多機能型居宅介護が整備されていない圏域+柏崎・吹上地区（※））
※柏崎・吹上地区は介護保険サービス基盤の整備が進んでいないことから募集圏域に含める。

応募要件

法人格を有する者又は指定申請時に法人格を有することが確実である者。

選定方法

（1）一次審査（配点40点）

客観的な判断基準により審査可能な項目について事務局で審査を行う。一次審査における評価点数上位の者から最大10事業所を二次審査希望者として選定する。
（応募者が複数の圏域においては、整備済事業所を含めて選定は3事業所を上限）

（2）二次審査（配点60点）

代表者等からのプレゼンテーション及び選定委員からの質疑応答により評価を行う。

上記一次審査、二次審査の合計評価点数上位の者から選定を行う。（応募者が複数の圏域においては、整備済事業所を含めて選定は2事業所を上限）

< 選定例 >

評価点数順位	法人名	圏域
1	A法人	長者・白山台 地区
2	B法人	三八城・根城 地区
3	C法人	三八城・根城 地区
4	D法人	三八城・根城 地区
5	E法人	小中野・江陽 地区
6	F法人	柏崎・吹上 地区
7	G法人	是川・中居林 地区

選定法人

評価点数順位 1 位 A 法人
評価点数順位 2 位 B 法人
評価点数順位 3 位 C 法人
評価点数順位 5 位 E 法人

※ D 法人は評価点数順位 4 位だが、同圏域で 2 事業所の上限を超えているため選定外となる。

選 定 委 員

(1) 一次審査

介護保険課長、給付事業者GL、担当職員 計 3 名

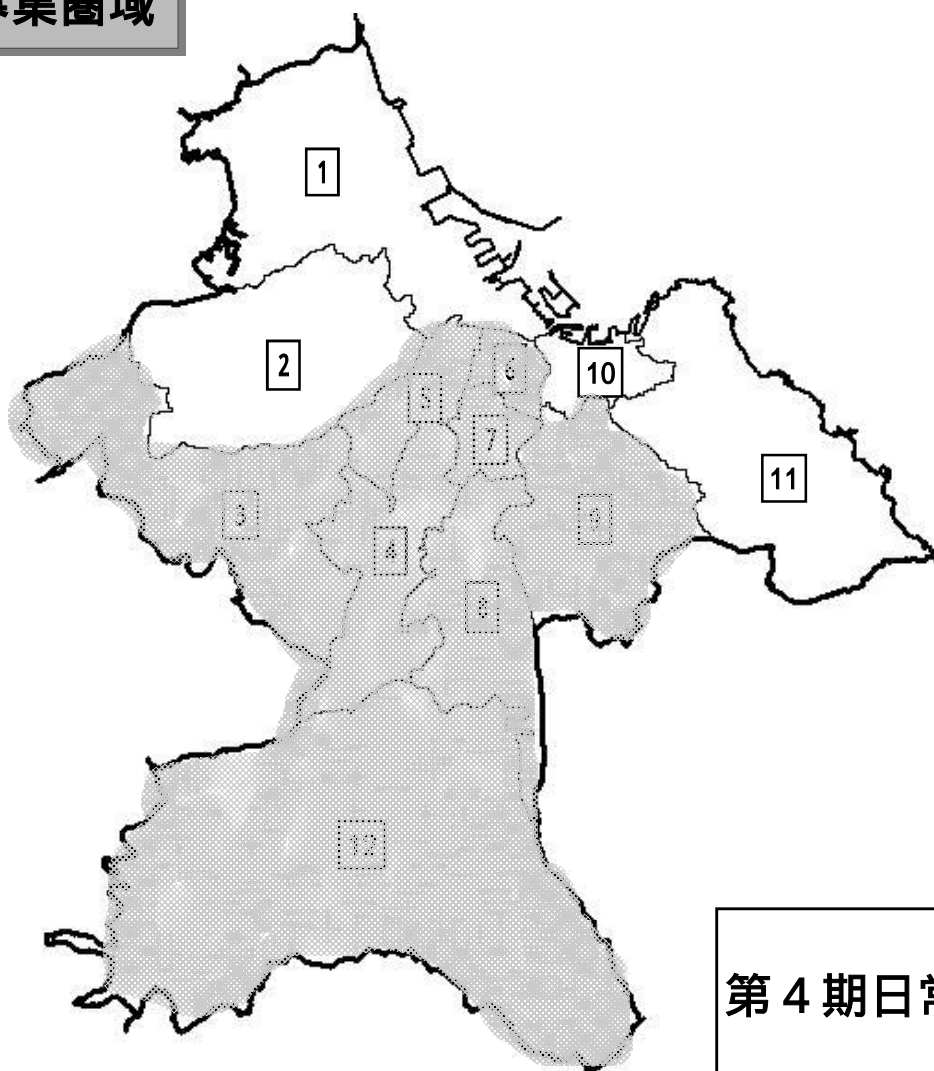
(2) 二次審査

地域密着型サービス運営委員会委員 計 8 名

選 定 ス ケ ジ ュ ー ル

22年06月23日	22年度第 1 回 八戸市健康福祉審議会 (委員委嘱、小規模多機能型居宅介護の概要)
22年07月16日	22年度第 1 回 地域密着型サービス運営委員会 (小規模多機能型居宅介護 公募選定要綱等審議)
22年07月30日 (予備日)	地域密着型サービス運営委員会(予備日)
22年07月～	公募説明会 周知 (広報はちのへ 8 月号、八戸市ホームページに掲出予定)
22年08月20日	公募説明会 開催
22年09月01日 ～10月14日	公募受付期間
22年11月予定	22年度第 2 回 地域密着型サービス運営委員会 (一次審査結果報告、二次審査方法の説明)
23年01月予定	22年度第 3 回 地域密着型サービス運営委員会 (二次審査実施(事業者によるプレゼンテーション))
23年02月予定	介護・高齢福祉部会 (公募選定結果報告)

募集圏域



第4期日常生活圏域

1...市川・根岸

2...下長・上長

3...田面木・館・豊崎

4...長者・白山台

5...三八城・根城

6...小中野・江陽

7...柏崎・吹上

8...是川・中居林

9...大館・東

10...白銀・湊

11...白銀南・鮫・南浜

12...南郷区

第4期日常生活圏域別 整備状況 (()内は整備予定数)

第4期 日常生活圏域	地域密着型サービス										
	認知症対応型 通所介護		小規模多機能 型居宅介護		グループ ホーム		地域密着型 特定施設		地域密着型介護 老人福祉施設		
	箇所数	定員	箇所数	登録定員	箇所数	定員数	箇所数	定員	箇所数	定員	
1	市川・根岸	1	10	1	25	2	27				
2	上長・下長			1	25	3	44				
3	田面木・館・豊崎	1	12			1	18				
4	長者・白山台					1	18				
5	三八城・根城	1	10			1	18				
6	小中野・江陽					4	45				
7	柏崎・吹上	1	10	1	25					(1)	(29)
8	是川・中居林					1	15				
9	大館・東	1	10			7	126				
10	白銀・湊			1	24	4	54				
11	白銀南・鮫・南浜	1	10	2	50	3	27	1	17		
12	南郷区					3	45			1	29
合 計		6	62	6	149	30	437	1	17	1 (1)	29 (29)

第4期 日常生活圏域	施設・居住系サービス								
	介護老人 福祉施設		介護老人 保健施設		介護療養型 医療施設		特定施設		
	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	
1	市川・根岸	1	75	1	130				
2	上長・下長	2	100 (20)	1	100	1	13		
3	田面木・館・豊崎	1	54 (16)	1	100				
4	長者・白山台	1	50	1	100				
5	三八城・根城								
6	小中野・江陽			1	100	1	110	1	48
7	柏崎・吹上					1	21		
8	是川・中居林								
9	大館・東	2	140	1	100	1	54	1	32
10	白銀・湊								
11	白銀南・鮫・南浜	2	104 (35)			1	39		
12	南郷区			1	100			1	49
合 計		9	523 (71)	7	730	5	237	3	129

地域密着型サービス事業所公募選定 主な変更点

		18年度、19年度 小規模多機能型居宅介護公募	21年度 地域密着型介護老人福祉施設公募	22年度 小規模多機能型居宅介護公募
1	公募数	各年度 5 事業所	1 事業所	4 事業所
2	配点	一次審査:二次審査=50点:50点	一次審査:二次審査=50点:50点	一次審査:二次審査=40点:60点 (変更理由) 新規法人参入の可能性を広げるため
3	応募要件	法人格を有する者、法人格を有することが確実である者	応募時において、過去5年以上にわたり継続して、第1種社会福祉事業のうち老人福祉・障がい福祉の入所施設サービスを八戸市で行っている社会福祉法人	法人格を有する者、法人格を有することが確実である者 (変更理由) 新規法人参入の可能性を広げるため
4	募集圏域	小規模多機能型居宅介護が整備されていない圏域	介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設が整備されていない圏域	小規模多機能型居宅介護が整備されていない圏域+柏崎・吹上圏域 (変更理由) 柏崎・吹上圏域はサービス基盤整備が進んでいないため
5	二次審査希望者選定方法	一次審査評価点数の上位10事業所まで	一次審査評価点数の上位3事業所まで	一次審査評価点数の上位10事業所まで(応募者が複数の圏域においては、整備済事業所を含めて選定は3事業所を上限) (変更理由) 選定圏域が偏らないようにするため
6	最終選定方法	一次審査、二次審査評価点数合計の上位の者から選定	一次審査、二次審査評価点数合計の上位の者から選定	一次審査、二次審査評価点数合計の上位の者から選定(応募者が複数の圏域においては、整備済事業所を含めて選定は2事業所を上限) (変更理由) 選定圏域が偏らないようにするため
7	二次審査選定委員	地域密着型サービス運営委員会委員 健康福祉部長、健康福祉部次長、福祉事務所長、介護保険課長、介護事業者GL	地域密着型サービス運営委員会委員	地域密着型サービス運営委員会委員 (変更理由) より公平・公正な選定を図るため
8	二次審査評価点数算出方法	各選定委員の評価点数の平均点	各選定委員の評価点数の平均点	各選定委員の評価点数のうち、最高点及び最低点を除いた評価点数の平均点 (変更理由) より公平・公正な選定を図るため
9	審査票 1-2-3 (地域に根ざした活動の実績)	社会福祉事業等の活動実績がある場合に加点(設置予定の日常生活圏域内で活動実績がある場合にはさらに加点)	社会福祉事業等の活動実績がある場合に加点(設置予定の日常生活圏域内で活動実績がある場合にはさらに加点)	過去3年以上にわたり法人が運営する社会福祉事業を行う事業所の所在地が八戸市にあり、かつ過去3年以上にわたり法人の代表者が八戸市に住所を有する場合に加点 (変更理由) 従前の採点基準は既存の介護サービス事業者にも有利になる基準であるため

10	審査票 (定款)	7割以上定款どおり事業を実施していると加点	7割以上定款どおり事業を実施していると加点	なし (変更理由) 従前の採点基準は既存の介護サービス事業者にも有利になる基準であるため
11	審査票 2-1 (設置場所)	中心市街地区域内に設置する場合は半径500m以内の世帯数にかかわらず最大点を加点	中心市街地区域内、田向地区計画区域内に設置する場合は半径500m以内の世帯数にかかわらず最大点	中心市街地区域内、田向地区計画区域内に設置する場合は半径500m以内の世帯数にかかわらず最大点 (変更理由) 田向地区は医療・福祉の整備拠点としているため
12	審査票 (設置圏域)	各圏域ごとに評価点数合計の上位1事業所のみ8点を加点	なし	なし (変更理由) 質の高い法人を選定するため
13	審査票 3-1 (設備状況)	なし	なし	スプリンクラーを設置した場合に加点 (変更理由) 利用者の安全確保を図るため

平成 22 年度八戸市小規模多機能型居宅介護公募選定実施要綱（案）

（目的）

第 1 条 八戸市高齢者福祉計画に基づき、地域密着型サービス事業所の設置候補者を公正かつ円滑に選定し、地域密着型サービス事業所の適正な整備を図るため、この要綱を定める。

（募集定数）

第 2 条 八戸市高齢者福祉計画に基づき、設置候補者の定数は 4 事業所とする。

（募集圏域）

第 3 条 募集は、八戸市高齢者福祉計画に定める田面木・館・豊崎地区、長者・白山台地区、三八城・根城地区、小中野・江陽地区、柏崎・吹上地区、是川・中居林地区、大館・東地区及び南郷区の 8 圏域に対して行うこととする。

（応募資格）

第 4 条 応募できる者は、法人格を有する者又は指定申請時に法人格を有することが確実である者とする。ただし、1 法人 1 事業所までとする。

（申請）

第 5 条 申請は別記「公募申込書」、「公募申込に係る記載事項（付表 3）」、第 7 条に定める「平成 22 年度 八戸市小規模多機能型居宅介護 公募選定審査票」とそれに係る添付書類を提出することとする。

（募集期間）

第 6 条 募集期間は平成 22 年 9 月 1 日から平成 22 年 10 月 14 日 17 時までとする。ただし、その時点で一次審査関係書類、他添付書類の補正が全て終了しているものとし、それ以外は受理しないこととする。

（選定方法）

第 7 条 選定方法は別記 1「平成 22 年度 八戸市小規模多機能型居宅介護 公募選定審査票」に基づく評価により点数の上位の者から選定を行い、同点の場合は二次審査点

数が上位の者から選定を行う。ただし、応募者が複数の圏域においては、既に整備されている小規模多機能型居宅介護事業所（以下「整備済事業所」という。）を含めて2事業所までとする。一次審査、二次審査の方法は次のとおりとする。

(1) 一次審査

ア 一次審査は、「平成 22 年度 八戸市小規模多機能型居宅介護 公募選定審査票」に設置希望事業者自らが採点したものを事務局に提出する。

イ この自己採点結果を第9条(1)に定める選定委員が審査する。

ウ 応募者多数の場合は一次審査における評価点数の上位の者から最大10事業所を二次審査希望者として選定する。ただし、応募者が複数の圏域においては、整備済事業所を含めて3事業所までとする。

エ 一次審査における最低基準点数を16点とする。この点数に満たない場合は選定しない。

(2) 二次審査

ア 二次審査は法人の代表者等からの事業説明及び第9条(2)に定める選定委員からの質疑応答によって評価を行う。

イ 二次審査における評価点数は、第9条(2)に定める選定委員の評価点数のうち、最高点及び最小点を除いた評価点数の平均点とする。

ウ 二次審査における最低基準点数を36点とする。この点数に満たない場合は選定しない。

(選定基準)

第8条 選定基準は、別記2「平成 22 年度 八戸市小規模多機能型居宅介護 公募選定評価基準」のとおりとする。

(選定委員)

第9条 選定委員は、次のとおりとする。

(1) 一次審査の選定委員

介護保険課長及び介護保険課担当職員が行う。

(2) 二次審査の選定委員

二次審査の選定委員は、「八戸市健康と福祉のまちづくり条例（平成19年八戸市条例第11号）」及び「健康福祉審議会規則（平成19年八戸市規則第7号）」に定める地域密着型サービス運営委員会委員とする。

(選定結果)

第 10 条 選定結果については、次のとおりとする。

(1) 選定結果の有効期間

選定された事業者が、平成 24 年度末までに事業を開始しなかった場合、又は天災等特別な事情がある場合を除き、選定結果は無効とする。

(2) 選定後の事業内容等変更

ア 選定された事業者は、事業開始までの間に事業計画等の変更がある場合、市に速やかに報告するものとする。

ただし、特段の事情がある場合、あるいは利用者にとってより良い変更であると認められる場合以外には、公募選定時以降の変更は認めないこととする。

イ 選定された事業者が、選定を辞退する等選定後に欠けた場合、又は平成 23 年度末までに着手できない場合には、選定されなかった事業者の中から、評価点数の順位に従い、繰り上げて選定できることとする。ただし、応募者が複数の圏域においては、整備済事業所を含めて 2 事業所までとする。

この場合において、繰り上げて選定する事業者は、第 7 条(1)エ及び(2)ウの点数を満たしていなければならない。

(3) その他

ア 審査書類等に虚偽の申告があった場合、選定結果を取り消す場合がある。

イ 虚偽の申告により選定され、事業所指定を受けたことが発覚した場合は、介護保険法第 78 条の 10 第 11 項に該当し、指定取消の要件とみなされる場合がある。

ウ 審査時において、実施するとして自己申告した項目については、例え国が定める運営基準等を上回るものであったとしても、実施されない場合は改善勧告等指導の対象とする。

エ 当該選定を辞退する等した法人又は平成 23 年度末までに着手できなかった法人は、平成 26 年度末までは地域密着型サービスの公募選定を受けることができないものとする。

(評価点数、順位、申請書類等の公開)

第 11 条 申請のあった各設置希望者の評価点数、順位それに係る法人名等については原則として公開する。また、申請書類等についても、個人情報に関連するもの以外について、求めに応じて公開できるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱で定める選定を受けずに指定申請を行い、指定を受けた事業所に対しては、八戸市独自の介護報酬を設定する等必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 月 日から実施する。

平成22年度 八戸市小規模多機能型居宅介護 審査票配点基準

審査項目	配点基準		
	一次審査	二次審査	合計
1 設置希望者の状況	6	12	18
1 応募資格			
2 法人又は代表者の信頼性	6		6
3 設置の理念		8	8
4 介護保険制度・小規模多機能型居宅介護の理解		4	4
2 設置場所の状況	12	0	12
1 設置場所	6		6
2 土地の確保	4		4
3 安全性	2		2
3 設備計画の状況	5	12	17
1 設備（建物）の状況	5		5
2 利用者への配慮		4	4
3 防火安全対策		4	4
4 建築（改修）計画又は賃貸借契約の状況		4	4
4 職員の状況	10	6	16
1 配置計画	2		2
2 職員の勤務形態	2		2
3 職員の経験・専門性	6		6
4 職員確保の見込み		2	2
5 研修計画		4	4
5 地域との連携	5	6	11
1 医療機関等との連携	5		5
2 家族・地域との交流		6	6
6 利用者計画	2	24	26
1 損害賠償	2		2
2 処遇方策の状況		18	18
3 事業収支計画		6	6
7 特別加減項目			
1 加算項目			
2 減算項目			
合計	40	60	100

平成22年度 八戸市小規模多機能型居宅介護 公募選定 審査票

設置圏域		法人名		整理番号
1 設置希望者の状況				18
		一次審査		6
		二次審査		12
1 応募資格	申請する資格があるか。	・申請時まで介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当しないことが確実であること。		該当の場合は失格
2 法人又は代表者の信頼性				
1 市税、保険料等の滞納がないか。 (配点2点)		・法人、代表者、役員のすべてに滞納なし。 ・上記以外。		2 5
2 町内会活動に参加しているか。 (配点2点)		・町内会に法人の代表者が過去1年以上にわたり加入している。 ・ " 加入していない。		1 0
		・法人の代表者又は役員が町内会の役員を過去1年以上にわたり務めている。 ・ " 務めていない。		1 0
3 地域に根差した実績があるか。 (配点2点)		・過去3年以上にわたり法人が運営する社会福祉事業を行う事業所の所在地が八戸市にあり、かつ過去3年以上にわたり法人の代表者が八戸市に住所を有する。 ・上記以外。		2 0
3 設置の理念 (配点8点)	設置の理念、運営についてどの程度熱意と主体性があるか。	・理念・熱意が顕著に認められる。 ・ " が認められる。 ・ " が認められない。		6 3 0
		・説明資料の作成や事業説明をコンサルタント任せにしている。 ・ " をコンサルタント任せにしている。		2 0
4 介護保険制度・小規模多機能型居宅介護の理解 (配点4点)	介護保険制度・小規模多機能型居宅介護についてどの程度理解しているか。	・介護保険制度・小規模多機能型居宅介護のサービスを十分理解している。 ・ " を理解している。 ・ " をあまり理解していない。		4 2 0

審査項目	審査欄	配点基準	基準点	評価点
2 設置場所の状況			12	
			一次審査	12
			二次審査	0
1 設置場所 (配点6点)	住宅地の中にあるか 又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・半径500m以内に住宅が800世帯以上ある。 ・半径500m以内に住宅が600世帯以上ある。 ・半径500m以内に住宅が400世帯以上ある。 ・半径500m以内に住宅が200世帯以上ある。 ・半径500m以内に住宅が100世帯以上ある。 ・半径500m以内に住宅が100世帯未満。 ただし、上記にかかわらず <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地区域内又は田向地区計画区域内にある。 	6	
			5	
			3	
			2	
			1	
			0	
			2	
			1	
			5	
3 安全性 (配点2点)	安全な場所であるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・津波最大浸水深該当箇所又は土砂災害危険箇所に該当していない。 ・上記以外。 	2	
			0	

審査項目	審査欄	配点基準	基準点	評価点
3 設備計画の状況			17	
			一次審査	5
			二次審査	12
1 設備(建物) の状況 (配点5点)	建物の所有者は誰か。	<ul style="list-style-type: none"> ・設置法人所有(の予定)である。 ・相当期間借家できることが確実である。 ・上記以外。 	2	
			1	
			5	
			2	
			0	
			失格	
			1	
			0	
2 利用者への 配慮 (配点4点)	高齢者の特性に配慮した構造、設備か。	<ul style="list-style-type: none"> ・十分配慮されている。 ・配慮されている。 ・配慮が足りない。 	4	
			2	
			0	
3 防火安全対策 (配点4点)	防火安全対策に配慮した構造、設備か。	<ul style="list-style-type: none"> ・十分配慮されている。 ・配慮されている。 ・配慮が足りない。 	4	
			2	
			0	
4 建築(改修) 計画又は賃貸借契約の 状況 (配点4点)	(1)設置法人所有(の予定)の場合			
	建築(改修)計画は妥当か。	<ul style="list-style-type: none"> ・建築(改修)計画は妥当である。 ・建築(改修)計画は妥当でなく不安がある。 	2	
	償還計画は妥当か。	<ul style="list-style-type: none"> ・償還計画は妥当である(借入金なしを含む)。 ・償還計画は妥当でなく不安がある。 	0	
	(2)賃貸借の場合(賃貸料が無料の場合を含む。)			
	賃貸借契約は確実か。	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約は確実である。 ・賃貸借契約は確実でなく不安がある。 	2	
			0	
	賃貸料は妥当か。	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸料は妥当である。 ・賃貸料は妥当でなく不安がある。 	2	
			0	

審査項目	審査欄	配点基準	基準点	評価点
4 職員の状況			16	
			一次審査	10
			二次審査	6
1 配置計画 (配点2点)	配置計画が省令で定める人員基準を満たしているか。	<ul style="list-style-type: none"> 十分な余裕をもって満たしている。 満たしている。 満たしていない。 	2 0 失格	
2 職員の勤務形態 (配点2点)	安定的な介護サービスを提供できるか。	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合 60%以上 50%以上60%未満 50%未満	2 1 0	
3 職員の経験・専門性 (配点6点)	管理者の状況	<ul style="list-style-type: none"> 6年以上介護の実務経験を有する。 2年以上介護の実務経験を有する。 配置する管理者が未定。 	2 1 0	
	介護支援専門員の状況	<ul style="list-style-type: none"> 4年以上介護支援専門員としての実務経験を有する。 2年以上介護支援専門員としての実務経験を有する。 配置する介護支援専門員が未定。 	2 1 0	
	看護職員の状況	<ul style="list-style-type: none"> 常勤かつ専従の看護師を1名以上配置。 常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置。 上記以外。 	2 1 0	
4 職員確保の見込み (配点2点)	職員確保の見込みはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 必要な職員の確保が確実である。 ほとんどの職員を選定後に募集する。 具体的な見込みはまだない。 	2 1 0	
5 研修計画 (配点4点)	職員に対する各種研修の計画がどの程度見込めるか。	全職員に十分な研修の実施が見込める。	4	
		<ul style="list-style-type: none"> 必要な研修の実施が見込める。 必要な研修の実施に不安がある。 	2 0	

審査項目	審査欄	配点基準	基準点	評価点
5 地域との連携			11	
			一次審査	5
			二次審査	6
1 医療機関等との連携 (配点5点)	協力医療機関の所在地	<ul style="list-style-type: none"> 同一日常生活圏域内または半径2km以内。 上記以外で、隣接する日常生活圏域内。 上記以外。 	3 2 0	
	協力歯科医療機関の所在地	<ul style="list-style-type: none"> 同一日常生活圏域内または半径2km以内。 上記以外で、隣接する日常生活圏域内。 上記以外。 	2 1 0	
2 家族・地域との交流 (配点6点)	家族・地域との積極的な交流事業は確保される見通しか。	具体的で実現性の高い事業計画がある。	6	
		<ul style="list-style-type: none"> 具体的な事業計画がある。 事業計画に具体性がなく実現性が低い。 	3 0	

審査項目	審査欄	配点基準	基準点	評価点
6 利用者計画			26	
		一次審査	2	
		二次審査	24	
1 損害賠償 (配点2点)	損害賠償保険の加入について検討しているか。	・具体的に検討している。 ・具体性がない。	2 0	
2 処遇方策の 状況 (配点18点)	ケアの提供やケアプランの作成について、具体的な方針があるか。	・具体的に検討している。 ・具体性がない。	4 0	
	事故・感染症・食中毒の対応・対策について検討しているか。	・具体的に検討している。 ・具体性がない。	4 0	
	虐待防止対策について検討しているか。	・具体的に検討している。 ・具体性がない。	4 0	
	認知症対策について検討しているか。	・具体的に検討している。 ・具体性がない。	4 0	
	利用者の意見・要望をサービス向上につなげる仕組みを検討しているか。	・具体的に検討している。 ・具体性がない。	2 0	
3 事業収支計画 (配点6点)	収入確保の見込みや役員及び管理者等の給料・運営費の支出計画が妥当か。	・非常に優れた計画である。 ・妥当な計画である。 ・妥当な計画でない。	6 3 0	

審査項目	審査欄	配点基準	基準点	評価点
7 特別加減項目				
		一次審査		
		二次審査		
1 加算項目				
1 今までの実績	行政との良好な関係	・過去1年間で月平均8件以上の認定調査を受託。	1	
2 減算項目				
1 今までの実績	経営状況に問題はないか。	・他の事業も含めて、決算状況に問題がある。	10	
	不祥事や苦情、告発等及び実地指導等における支障	・職員の職務上の不祥事や苦情、告発。 ・実地指導時指摘事項の改善不履行、資料提出遅延。	10	
	行政との良好な関係	・訴訟等のトラブル。 ・介護保険の円滑な運営を妨げる行為。 ・市の同意なしに事業者指定・定員増を申請している(したことがある)。 ・市の同意なしに事業者指定を受けた・定員増を行ったことがある。 ・過去に虚偽の内容で公募申込、審査妨害行為。	20	
2 審査の妨害行為	公正な審査を妨害するような行為があるか。	・審査委員、市職員に対する脅迫・威嚇・贈賄・名誉毀損等。	20	
3 居住機能施設との併設	囲い込み型のサービス提供を見込んでいないか。	・住宅型有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅等(介護保険適用施設以外)と併設又は近接する(見込みである)。 ・住宅型有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅等(介護保険適用施設以外)の入居者が主に利用することを見込んでいない。	5	
4 低所得者への配慮	利用者負担額軽減事業の実施の有無	・利用者負担額軽減制度の対象となるサービスを提供している社会福祉法人であるが、当該事業の実施申出をしていない。	5	
「2 減算項目」に該当する事項がある場合は、委員に報告し、必要があれば関係者から事実関係を聴取したうえで、採点を行う。				

合計	100
一次審査	40
二次審査	60

平成22年度 八戸市小規模多機能型居宅介護 公募選定 評価基準

審査項目	審査欄	評価基準	解釈・評価点算出方法
各項目共通			
共通	評価点	評価点は整数でなければならないか。	原則として整数での評価とするが、配点基準の範囲内で小数点以下1位までの評価も可とする。
	端数処理	割合(率)や平均値など計算するときの端数処理は？	小数点以下第2位を四捨五入する。
	期間	「過去 年間」とは、いつからいつまでか？ (例)公募締切日が平成22年8月31日の場合、「過去1年間」とは、「平成21年8月1日から平成22年7月31日」をいう。	別に定めのない限り、公募締切日が属する月の前月から遡る。

審査項目	審査欄	評価基準	解釈・評価点算出方法
1 設置希望者の状況			
	2 法人又は代表者の信頼性		
	1 市税、保険料等の滞納がないか。	・市民の義務を果たしているかを判断。	対象：法人市民税、個人市民税、固定資産税(共有名義を含む)、国保税、介護保険料、その他市営住宅使用料など市に納付すべき使用料を含む。 市外法人の場合、所在市町村における同様の税、保険料等
		・滞納の定義は？	公募年度の前3か年分に滞納がある状態をいう。 ただし、天災等特別な事情により、徴収を猶予されている場合を除く。
	2 町内会活動に参加しているか。	・法人(または事業所)未設立の場合、町内会に加入したくてもできない場合は？	法人代表(予定)者が、自宅の所在する町内会に加入しているかどうかで判断する。
	3 地域に根差した実績があるか。	・法人の代表者に変更があった場合は？	公募申請時点の法人代表者で判断するが、当該項目を加点するために、法人の代表者を過去3年以上八戸市に住所を有する者に変更したと認められる場合には加点しない。
3 設置の理念		・理念・熱意が認められないとは？	(例)遊休資産、余剰資産・人員の活用が目的の場合など。

審査項目	審査欄	評価基準	解釈・評価点算出方法
2 設置場所の状況			
1 設置場所	住宅地の中にあるか又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあるか。	・住宅(世帯)数の数え方は？	(株)ゼンリン社製電子地図システム「OA-Light」の世帯数計測機能を使用する。
		・中心市街地とは？	平成20年7月策定の「八戸市中心市街地活性化基本計画」に基づく区域
2 土地の確保	適当な広さが確保されているか。	・1台分の駐車スペースの基準は？	幅2.3m以上、奥行5m以上とし、かつ少なくとも1台分については、幅3.5m以上、奥行6m以上とする。また、配置にあたっては、自動車を安全に駐車させ、かつ出入りさせることができるものとしなければならない。
		・月決めの賃貸駐車場を利用する場合は？	実際に賃借可能な駐車場が隣接地にある場合に限り、台数を確保する旨の誓約書があれば可能。(賃借料は収支計画に計上されていること。)
		・併設施設の駐車場を利用する場合は？	併設施設駐車場の利用状況により判断する。
		・長期的に安定した使用が可能か。	・「長期的に安定した」とは？ ・借地の場合、「相当期間」とは？
3 安全性	安全な場所であるか。	・「津浪最大浸水深」「土砂災害危険箇所」とは？	「八戸市防災マップ」の該当箇所とする。

審査項目	審査欄	評価基準	解釈・評価点算出方法
3 設備計画の状況			
1 設備(建物)の状況	省令で定める基準面積を満たしているか。	・「十分な余裕」とは？	(例)・宿泊室が全室個室。 ・居間を宿泊室に含めていない。 ・居間と食堂が別室又は同一の室内であっても居間と食堂の機能が独立している。 ・職員用休憩室(更衣室)が確保されている。
2 利用者への配慮	高齢者の特性に配慮した構造、設備か。	・「配慮されている」とは？ ・「配慮が足りない」とは？	(例)・居室、便所、洗面設備事務室、非常口の配置に工夫が見られる。 (例)・宿泊室が2階以上の階にあるのにエレベータが設置されていない。
3 防火安全対策	防火安全対策に配慮した構造、設備か。	・「配慮されている」とは？	(例)・建物の内装を不燃化する。 ・防災性能を有する寝具・布張り家具を使用する。 ・屋外階段や避難効果が期待されるバルコニー等を設置する。 ・自動火災報知設備と消防機関へ通報する火災報知設備を連動させて設置する。
4 建築(改修)計画又は賃貸借契約の状況	(1)設置法人所有(の予定)場合、建築(改修)計画は妥当か。	・「妥当でない」とは？	(例)・土地に複雑な権利関係が設定されていたり、農地転用の許可が必要である場合など、着工までに期間を要する。 ・資金計画に問題がある。 (例)・自己資金が十分(30%以上)でない。不確実な収入を見込んでいる。 ・既存建物の改修で、耐震性能に不安がある。 (昭和55年以前の建築で、築後耐震化改修がなされていない場合など。) ・計画が過大である。
	償還計画は妥当か。	・「妥当でない」とは？	償還年額が年間収入の15%以上

チェックポイント	審査欄	評価基準	解釈・評価点算出方法
4 職員の状況			
1 配置計画	配置計画が省令で定める人員基準を満たしているか。	・「十分な余裕」とは？	運営基準に定められた以上の人員配置を行うという明確な方針がある場合に限る。 ただし、過去3年以内に人員配置基準についての指摘・指導を受けたことがない場合に配点可能。
2 職員の勤務形態	安定的な介護サービスを提供できるか。	・職員の割合算出方法は？	常勤換算方法による。
4 職員確保の見込み	職員確保の見込みはどうか。	・「具体的な見込みがない」とは？	職員確保策について、募集方法など具体的な計画がなく、見込みも不透明な場合。
5 研修計画	職員に対する研修の計画がどの程度見込めるか。	・「十分な研修」とは？	(例)・全職員に対して、初任者研修等年1～2回以上の研修を実施する。など、運営基準に定められた以上の研修を実施するという明確な方針がある場合に限る。
		・「必要な研修」とは？	運営基準に定められた必要な研修が、確実に実施される見込のある場合。

チェックポイント	審査欄	評価基準	解釈・評価点算出方法
5 地域との連携			
1 医療機関等との連携	協力医療機関・協力歯科医療機関の所在地	・半径2kmとは直線距離か？	原則として直線距離であるが、山林、河川、高速道路等で明らかに日常生活圏域が分断されていないことが必要。
2 家族・地域との交流	家族・地域との積極的な交流が確保される見通しか。	・「運営推進会議」は交流に含まれるか？	運営推進会議は義務付けられているので、交流事業には含まない。
		・「具体的」とは？	設置予定町内会との合意ができている場合など。
		・「実現性の高い」とは？	法人として家族・地域との交流に関する明確な方針がある場合。

チェックポイント	審査欄	評価基準	解釈・評価点算出方法
6 利用者計画			
2 処遇方策の状況	事故・感染症・食中毒の対応・対策について検討しているか。	・例えば？	(例) ・事故発生時の対応マニュアルが整備されている。 ・感染症・食中毒の対応マニュアルが整備されている。 ・定期的な職員研修等を実施・計画している。
	虐待防止対策について検討しているか。	・「具体的」とは？	・虐待防止や虐待対応に関する基本的な考え方や取り組み、それを実現し継続するための方策が具体的である。
	認知症対策について検討しているか。	・例えば？	(例) ・認知症介護等研修(実践者研修、基礎過程等の人員基準に定める研修)修了者を確保している。 ・キャラバンメイトとして活動している。
	利用者や家族の意見・要望をサービス向上につなげる仕組みを検討しているか。	・例えば？	(例) ・オンブズマン・ボランティアを積極的に受け入れる。 ・第三者評価機関を設置する。 ・意見・要望を受けた際の連絡体制、対処方法を取り決めている。
3 事業収支計画	収入確保の見込みや、役員及び管理者等の給料や運営費の支出計画が妥当か。	・「妥当でない」とは？	(例) ・開設当初から登録人員(上限)100%の利用を見込んでいる。 ・役員等一部の者に高額な給料を見込んでいる。 ・収支見込みが甘く、資金繰りに不安がある。(運営自己資金として、年間事業費の2か月分が確保されていない。)

チェックポイント	審査欄	評価基準	解釈・評価点算出方法												
7 特別加減項目															
1 加算項目															
1 今までの実績	行政との良好な関係		1～6の一次審査項目で上限点(40点)となった場合は加算しない。												
2 減算項目															
共通(居住機能施設との併設、低所得者への配慮を除く)	過去の行為に対して減算を行う場合	基準点に、次表に掲げる係数を乗じて評価点を算出する。 (ここでいう「年度」は4月～3月とする。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>行為のあった年度</th> <th>係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公募実施年度(n)及び前年度</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(n-2)年度</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>(n-3)年度</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>(n-4)年度</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>(n-5)年度</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>	行為のあった年度	係数	公募実施年度(n)及び前年度	1	(n-2)年度	0.8	(n-3)年度	0.6	(n-4)年度	0.4	(n-5)年度	0.2
	行為のあった年度	係数													
公募実施年度(n)及び前年度	1														
(n-2)年度	0.8														
(n-3)年度	0.6														
(n-4)年度	0.4														
(n-5)年度	0.2														
	・複数年度にわたり、該当行為があった場合は、原則として直近年度の係数を使用するが、行為の程度が顕著な場合()には、各年度の評価点を合算することができる。														
		()行為の程度が顕著な場合とは？	・再三の指導・要請にもかかわらず、行為が繰り返された、あるいは履行されない場合												
1 今までの実績	行政との良好な関係	・「市の同意なしに」とは？ ・「介護保険の円滑な運営を妨げる行為」とは？	・地域密着型サービス以外のサービス(居宅・施設サービス)も含む。 ・事業者指定・定員増を申請済の場合だけでなく、申請受理に向けて県と協議している場合も含む。 ・公募を実施する地域密着型サービスにおいて、有効な選定結果なしに指定申請を提出した場合を含む。 (例)・正当な理由なく主治医意見書の提出遅延が恒常化												
3 居住機能施設との併設	(基本的な考え方) 小規模多機能型居宅介護は利用者の自宅から通いを中心としてサービスを利用し、在宅生活の継続を支援するものである。居住施設の入居者が入居後に小規模多機能型居宅介護の利用を開始することは地域密着型サービスの主旨に反する結果となり、利用者の「困り込み」につながる。 小規模多機能型居宅介護事業所が居住施設と併設又は近接する場合や、小規模多機能型居宅介護の利用者の大半が居住施設の入居者である場合には、登録人員全体に占める併設施設居住者の割合に一定の制限を設けることや低額の介護報酬を設定すること等の措置をとることがある。(居住施設が介護保険指定施設である場合を除く)														
	困り込み型のサービス提供を見込んでいないか		・指定後であっても配点基準に該当した場合には指導対象となる。												